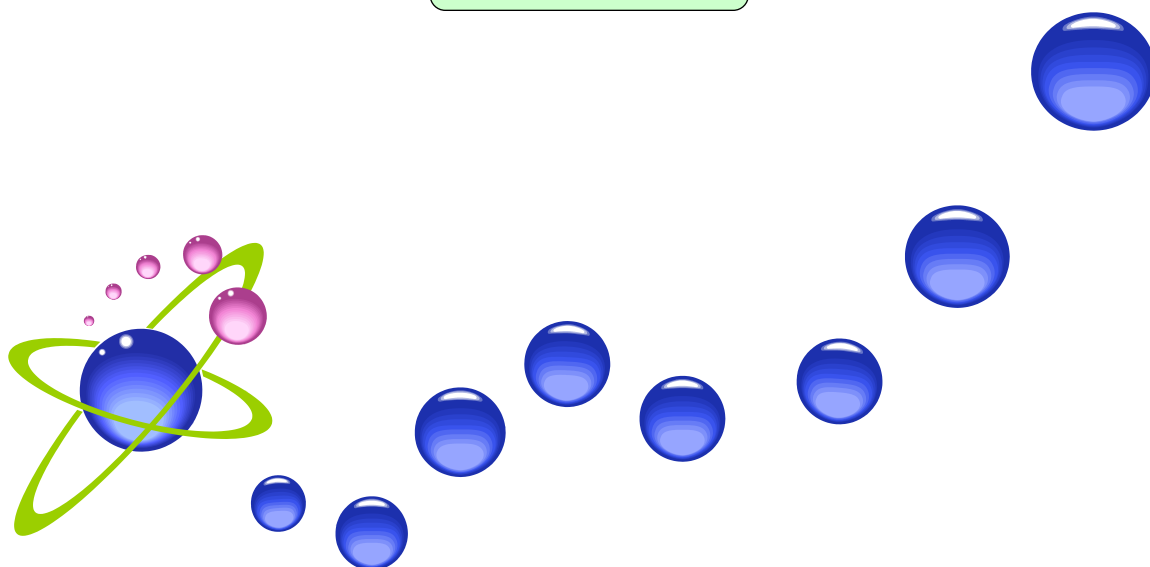


山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）

見直し



平成26年3月

山口県教育委員会



# I 山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)の見直しについて

## 1 「第2期実行計画」の見直し項目

本県においては、平成23年度から、「山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)」(以下、「第2期実行計画」とする。)に基づき、特別支援教育の推進に向けた取組を展開しています。

こうした中、本県特別支援教育を取り巻く状況が変化し、新たな課題が生じてきたことから、「第2期実行計画」の中間年に当たる本年度に見直しを行いました。

本「見直し」は、「第2期実行計画」の見直し項目における現状と課題及び対応をまとめたものであり、その他の内容については、従来の計画に基づいて、引き続き取組を進めます。

【表：「第2期実行計画」の見直し項目】※今回見直した項目をアンダーラインで示しています。

「第2期実行計画」の構成(項目)	課 題
<p><b>IV 県立学校における特別支援教育の充実</b></p> <p>1 総合支援学校における取組</p> <p><u>(1) 総合支援学校における教育の充実</u></p> <p><u>(2) 特別支援教育の拠点としての総合支援学校</u></p> <p><u>(3) 学習環境の充実</u></p> <p>(4) 理解啓発の推進</p> <p>2 県立高等学校等における取組</p> <p>(1) 発達障害等の生徒への支援の継続</p> <p>(2) 発達障害等の生徒への全校体制による支援の充実</p> <p><b>V 市町立幼稚園・小・中学校における特別支援教育の充実</b></p> <p>1 きめ細かな支援のための校内体制づくり</p> <p>(1) 市町教育委員会の取組に対する支援</p> <p>(2) 全校体制による相談支援の実効性の向上</p> <p>(3) 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成と活用</p> <p>2 発達障害等を含めた障害の実情に即した支援</p> <p>(1) 発達障害等への適切な支援</p> <p>(2) 発達障害の児童生徒等への効果的な指導・支援</p> <p>(3) 市町教育委員会の主体的な取組の促進</p> <p>3 特別支援学級や通級指導教室における指導の充実と柔軟な活用</p> <p>(1) 特別支援学級、通級指導教室における指導の充実と柔軟な運用</p> <p>(2) 学校等を支援するシステムの構築</p> <p><b>VI 地域における相談支援の充実</b></p> <p>1 幼稚園、保育所等の幼児期における相談支援の充実</p> <p>2 ふれあい教育センターを中核とする相談支援体制の構築</p> <p>3 地域におけるネットワークづくり</p> <p>(1) 県教育委員会の役割</p> <p>(2) 市町教育委員会の役割</p> <p><u>4 理解啓発の推進</u></p> <p><b>VII 教職員の専門性の向上</b></p> <p><u>1 教職員の専門性と研修</u></p> <p>(1) やまぐち総合教育支援センターの研修の充実</p> <p>(2) 総合支援学校教員の免許状保有の原則義務化と指導領域の拡充促進</p> <p>(3) 教員の自主的な研修への支援</p> <p>2 開かれた学校づくりと外部人材の参画</p> <p><u>3 人事交流の促進</u></p>	<p>① 総合支援学校における自閉症のある児童生徒の教育の充実</p> <p>② 総合支援学校高等部生徒の自立と社会参加をめざす職業教育の充実</p> <p>③ 特別支援教育の拠点としての今後の総合支援学校の在り方</p> <p>④ 総合支援学校における防災教育の充実</p> <p>⑤ 特別支援教育についての理解の促進</p> <p>⑥ 教員の実践的指導力の一層の向上</p>

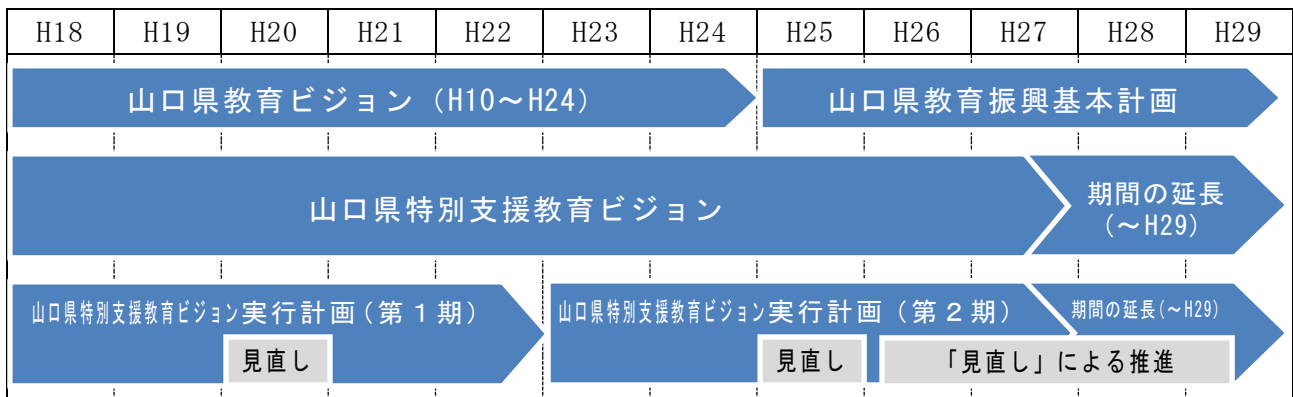
## 2 「第2期実行計画」の期間

本県では、平成18年3月に「山口県特別支援教育ビジョン」を策定し、ビジョンの期間である平成18年度から平成27年度までの10年間を前後半の5年ごとに区切り、それぞれ実行計画を作成し、取組を具体的、計画的に進めています。

「第2期実行計画」の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間としていましたが、「山口県教育ビジョン」の次期計画である「山口県教育振興基本計画」の計画期間との整合性を図り、「山口県特別支援教育ビジョン」及び「第2期実行計画」の計画期間を2年間延長し、平成29年度までとします。

今回、追加した内容も含め、保護者の方や学校現場等の幅広い意見を踏まえながら、「第2期実行計画」に基づき、計画的かつ着実な推進を図ります。

【図：計画の期間】



## Ⅱ 見直し項目における現状と課題及び対応

### 総合支援学校における教育の充実 <実行計画13ページ IV1(1)>

#### 課題①「総合支援学校における自閉症のある児童生徒の教育の充実」

##### 現状と課題

総合支援学校においては、知的障害のある児童生徒数の増加が顕著であり、中でも、旧知的障害養護学校であった総合支援学校においては、自閉症を併せ有する児童生徒が増加傾向にあります。

こうした中、自閉症の特性に応じた教育課程の編成や、教員が連携した具体的な指導や支援の工夫など、学校・学部としての専門性の一層の向上が求められています。

##### 対 応

- 自閉症のある児童生徒一人ひとりの障害の特性に応じた教育課程の編成や自閉症教育の専門性を高めるための実践研究の成果を県内の各総合支援学校に普及します。
- 各総合支援学校において、自閉症の特性に応じた適切な指導や支援についての研修会を計画的に開催するなど、教員の専門性向上のための取組を進めます。

#### 課題②「総合支援学校高等部生徒の自立と社会参加をめざす職業教育の充実」

##### 現状と課題

近年、障害のある生徒の就労を取り巻く社会状況は大きく変化してきています。障害者就業・生活支援センターが整備されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害のある方の法定雇用率が引き上げられるなど、障害者の就労支援体制の整備や雇用の促進に向けた取組が進んでいます。

一方、障害のある生徒の就職先を産業別に見ると、第3次産業の割合が高くなっています。企業の多くは、特定の職業や作業に関する能力に加え、働くことの意義の理解、コミュニケーション・スキル、状況を判断する力、場に応じた言動等を重視するようになってきています。

また、生徒が卒業後、より充実した生活を送るためには、働くことへの意欲や自信をもつとともに、余暇利用の意義や方法についての理解を深めるなど、積極的に自己実現を図ろうとする態度を在学中から育てていくことが大切です。

こうした中、総合支援学校高等部生徒の就職希望者の就職率の一層の向上、卒業後の職場定着及び主体的な社会参加の促進に向けた取組の充実が課題となっています。

## 対 応

- 障害のある生徒の企業への就職を一層促進していくために、各学校の高等部における職業教育の見直しを進めるとともに、より専門的な職業教育を行うことのできる教育環境の整備について検討します。
- 高等部の作業学習等の取組が、生徒の就職に結び付くよう、企業等のニーズや地域の実態等を踏まえた新しい作業種目の設定について検討します。
- 各学校の実情や生徒の障害の状態等に応じた、技能競技大会やスポーツ等への参加、協力等の機会を活用するなどして、仕事や余暇利用等についての生徒の関心・意欲を高め、卒業後の充実した職業生活や社会生活につなげる取組を進めます。

課題③「特別支援教育の拠点としての今後の総合支援学校の在り方」

現状と課題

地域の特別支援教育の拠点としての総合支援学校には、幼・小・中・高等学校等への相談支援などのセンター的機能の一層の充実が求められています。

県内の小・中学校の弱視特別支援学級、難聴特別支援学級に在籍する児童生徒はともに増加の傾向にあり、県内に1つずつ設置している視覚障害教育センター、聴覚障害教育センターでは、広範囲にわたっての指導や支援が十分とはいえない状況にあります。

一方、総合支援学校に在籍する幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点から、障害の状態や生活年齢等に応じて、生活の基盤となる地域で専門的な教育を受けるとともに、地域の同年代の幼児児童生徒、地域の方々との日常的なかかわりや相互理解を深めることのできる環境づくりを進めることが重要です。

また、総合支援学校の在籍者数の増加への対応が課題となっています。

対応

- これまでの7支援地域内の相談支援のさらなる充実を図るとともに、県内を県東部、県中部、県西部の3つのエリアに分け、エリアごとに視覚障害教育センター及び聴覚障害教育センターを設置し、視覚障害、聴覚障害のある児童生徒へのきめ細かな指導や支援を行います。
- 近辺に総合支援学校が設置されておらず、一定数の学習集団の継続的な確保が見込まれる地域について、障害の状態や生活年齢等に応じた専門的な教育を、身近な地域で受けることができる仕組みなど、教育環境の整備を検討します。
- 今後、全県的な視点に立って、指導や支援の一層の充実を図るための体制を整備するとともに、児童生徒数の長期的な見通しや、現在の教室の使用状況、現有の学校の規模、老朽化への対応等を総合的に勘案しながら、教室の整備等、教育環境の整備を進め、総合支援学校の教育の充実を図ります。

#### 課題④「総合支援学校における防災教育の充実」

##### 現状と課題

平成23年3月に発生した東日本大震災により、甚大な被害が生じました。このため、学校においては、東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育の推進や施設の防災機能の強化など、より一層の防災対策の充実が求められています。

こうした中、各総合支援学校では、危機管理マニュアルを作成し、年数回の避難訓練を実施するなどの防災教育を実践しています。

今後、防災教育の一層の充実のためには、幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、幼児児童生徒が危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりするとともに、学校、家庭及び地域社会の災害安全に関する活動に参加・協力し、貢献できるようにすることが大切です。

また、各総合支援学校の教職員の危機対応力の強化や、保護者・地域との連携による学校安全の推進などの総合的な取組を進めることも必要です。

##### 対 応

- 幼児児童生徒が、災害に直面したとき、障害の状態や発達の段階、生活年齢等に応じて的確に状況を判断し、周囲の人に支援を求めながら安全に避難するとともに、避難後も安心して生活を送ることができるよう、防災教育を充実します。
- 各総合支援学校は、教育活動等についての地域への情報発信に努めることにより、在籍する幼児児童生徒の障害の状態等についての理解の促進を図るとともに、地域の方々の参画を得た避難訓練を実施するなどして、地域との連携の強化を図ります。
- 在籍する幼児児童生徒の障害の状態や学校の立地条件等を踏まえるとともに、市町作成の「ハザードマップ」と県が示す「土砂災害警戒区域等マップ」を活用した災害時における危険の予測や、防災アドバイザー等の指導・助言を生かした危機管理マニュアルの見直しなどにより、防災管理体制の充実を図ります。
- 各総合支援学校は、教職員が災害時に迅速かつ的確に行動できるよう意識の喚起に努めるとともに、一人ひとりの障害の状態等に応じた個別の対応方法を明確にすることにより、すべての幼児児童生徒の安全を確保します。



課題⑤「特別支援教育についての理解の促進」

現状と課題

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けては、一人ひとりの障害の状態等に合った適切な指導や必要な支援を行うことが重要ですが、周囲の理解と協力も大切です。

このため、現在「山口県特別支援教育フォーラム」の開催や、地域コーディネーターによる研修会の開催などに取り組んでいるところです。

しかしながら、フォーラムは、主に障害のある幼児児童生徒の保護者や学校関係者など直接特別支援教育にかかわる方の参加が多い状況にあり、今後は、広く県民の方々の参加を得て、特別支援教育への理解を一層促進することが課題です。

対 応

- 現在、県内1箇所において開催している「山口県特別支援教育フォーラム」の開催地を増やし、より多くの保護者や県民の方々が、より身近な地域で参加することが可能となるようにします。
- 市町教育委員会等と連携しながら、各地域で研修会等を開催し、特別支援教育の理念や障害のある幼児児童生徒への支援の在り方等についての理解の促進を図ります。また、就学に関する情報を保護者等に分かりやすく提供できるよう努めます。

課題⑥「教員の実践的指導力の一層の向上」

現状と課題

小・中・高等学校等に在籍する障害のある児童生徒の教育的ニーズに応えるためには、すべての教員が特別支援教育についての基礎的な知識及び技能を有していることが求められます。

現在、研修用テキストを活用した校内研修の実施や地域コーディネーターの助言を生かした事例検討会の充実、校内の推進役となる管理職及び校内コーディネーター対象の研修会の開催等により、すべての教員が特別支援教育の理念と発達障害等のある児童生徒への支援等についての研修を積み重ねています。

今後は、研修によって習得した基礎的な知識や技能を実際の教科指導や生徒指導等において活用していくことを通して、特別支援学級の担任や通級による指導の担当者、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する通常の学級の担任等が実践的指導力を身に付けていくことが重要です。

さらに、障害のある児童生徒への指導や支援の充実に向けては、障害の状態や発達の段階等に応じたICTを含む教材・教具の活用も重要であり、総合支援学校の教員の専門性や施設・設備を生かした取組の成果を踏まえた小・中学校等への助言や援助の充実が求められています。

対応

- 小・中・高等学校等の教員の実践的指導力の向上を支援するため、小・中学校の通常の学級における特別支援教育の授業研究を行う講習会の開催とあわせて、総合支援学校における実地研修等を実施します。
- 小・中・高等学校等の教員の実践的指導力の向上を支援するため、主に知的障害のある児童生徒を対象とした教育の実践研究を行う山口大学教育学部附属特別支援学校との連携を図ることについて検討します。
- 小・中・高等学校等と総合支援学校との間で、1年間あるいは3年間の研修交流を行うなど、小・中・高等学校等の教員の特別支援教育の専門性の向上とともに、総合支援学校の教員の教科指導や生徒指導等の専門性の一層の向上を図る取組を進めます。
- 総合支援学校におけるICTを含む教材・教具の活用による指導方法の工夫・改善の取組を進めるとともに、その成果を小・中学校等への助言や援助の充実に生かします。

